

## カリキュラム支援センター運営要項

### 1 趣旨

学校の教育改革の推進及び教育目標達成のため、学校経営・教育活動に関するモデルとなる情報を提供し、学校経営及び教育活動などを積極的に支援するためカリキュラムセンター機能の充実に資する。

### 2 事業内容

学校の教育活動全般について支援を行うが、当面は「本県におけるカリキュラムセンター機能の整備について（報告）（平成14年7月）」に基づいて、主として以下の内容を行う。

#### (1) カリキュラム・コンサルタント

学校改革や教育課程編成及び指導計画，指導案，シラバス，指導方法，評価方法，教材・教具等についての学校や教職員等のニーズに応じて，資料や情報の提供及び支援を行う。

#### (2) 教材・教育課題に関する調査研究・開発・収集・提供

特色ある学校づくり，特色ある教育活動を進めるのに必要な教育課程，指導計画，指導案，教材・教具等について情報収集，研究・開発を行い，それをデータベース化して，学校や教職員等に提供する。

#### (3) 教職員研修

教育委員会や他の教育機関と連携して，わかる授業，魅力ある授業，教材づくり等に関する情報の提供及び支援を行う。

#### (4) 教育施設・教育機関・教育資源に関する情報提供

各教育機関・研究機関及び各分野の専門家等の各種情報を収集し，学校や教職員等の要請に対して教育情報の提供を迅速に行う。

#### (5) 遠隔教育

離島・へき地の児童生徒に対しては，ネットワークを活用した遠隔学習や個に応じた主体的な学習等の支援を行う。また，教職員にはe-ラーニングを活用した研修を行う。

#### (6) 普及・広報

最新の教育情報や優れた実践紹介，総合教育センターの研修計画や現在の活動を積極的に学校や教職員等に提供し，教育情報の普及・広報を行う。

### 3 事業の所管

事業の所管は主及び副となる班を置き，関係する必要な内容については各班が対応する。

### 4 名称

カリキュラム支援センター

### 5 この要項に定めるもののほか，カリキュラム支援センターの運営に関し必要な事項は，所長が別に定める。

#### 附則

この要項は平成15年4月1日から実施する。

#### 附則

この要項は，平成20年4月1日から施行する。